

第7回 府中市緑の基本計画検討協議会 議事録

■ 日 時：平成31年1月24日（木） 14：00～16：20

■ 場 所：中央文化センター4階第1会議室

■ 出席者：（敬称略）

協議会委員（10名） 千賀裕太郎、佐藤留美、後藤瑞穂、片山美智子、
山田義夫、小岩井雅人、葛西利武、三浦眞二郎、
田中善雄、松村良夫

事務局（3名） 轟課長、後藤課長補佐、宮本係長

■ 欠席委員：0名

■ 議事開会

1 報告事項

（1）第6回府中市緑の基本計画検討協議会の議事内容

（2）ポスターセッションの実施報告

2 議題

（1）今後の取り組み施策の検討について

（2）今後の検討協議会の内容（案）及び実施スケジュール（案）について

3 その他

■ 資料

第7回府中市緑の基本計画検討協議会 次第

資料1-1 第6回検討協議会 議事録要旨（質疑応答）

資料1-2 第6回府中市緑の基本計画検討協議会 議事録

資料2 ポスターセッション実施報告書

資料3 今後の取り組み施策の検討資料

資料4 取り組み施策イメージ

会 議 録

< 1 : 報告事項 >

「(1) 第6回府中市緑の基本計画検討協議会の議事内容」

事務局より資料内容を説明

会 長： はい。少し目を通していただいて、何か修正がありましたら、お申し出ください。

事 務 局： 会長。補足説明をさせていただきます。内容は今ご確認かと思えますけれども、前回の協議会におきまして、議題1、「将来の目標における新たな指標の設定について」の5番の項目でございますが、アンケート調査につきましては、地域別の違いがありますかというような委員のご質問を頂戴いたしております。このことについて、本日配布いたしました、先ほどの当日資料の2枚目、下のほうに上白紙の白い紙のほうをお配りしたものでございまして、こちらの資料の方で説明させていただこうと思えます。

委 員： グラフの資料ですね。ちょっと白っぽい紙です。

事 務 局： この中で、総合計画に関しまして市民意識調査というのが、市内全域の人数の合計がアンケート結果の数字になってございます。合計値につきましては1,121名の合計値の分析ということになってございますが、その1,121名の方の町別の分布といいますか構成につきましては、そちらの表現をさせていただいております。総計につきましては、青い棒、76.7%というところの内訳が町別ごとに分類されております。

委 員： この青い棒は平均ですか。

事 務 局： 平均値でございます。平均値につきまして、町ごとに満足度が高い順に上から並べているところでございます。ちょうど真ん中、中段ほどに緑の線が引かれておりますが、中段から上、府中町から上が市の全体の傾向より満足度が高い21地区、その下、満足度が若干低い16地域というところでございます。補足については以上でございます。

委 員： これは市の全体レベルより満足度が高いのと低いのとあると思うのですが、見たらわかるかなという、全体的にどの辺の地域の傾向が高いというのは大体わかりますか。というのは、どの辺が満足度があまり上がっていないとか、この辺は非常にどの町に行っても満足度が高いというような、何かできれば府中の地図みたいな感じのほうが、やはり北東側が満足度が低いとか、中心部の満足度が高いとか、一目でわかるんですが如何でしょうか。

委 員： 今の委員の発言のとおりですが、地図にどこの町が何%かというのがわかると、それを並べてみるとすごくわかりやすいと思います。これは結果として、地域別に違いがあるのかは確かにわかりますが、それが何を言っているのかというところまでないとわからないかなと思います。

事 務 局： 中心部とその西部・東部、また、若干既成市街地に近い北側の北山町、武蔵台とか、隣接する市の影響も若干あろうかと思います。そのため、また何か資料でお示しさせていただこうと思いますが、本日はこちらの方でご説明させていただきます。

委 員： アンケートがとれているところとアンケートがとれていないところがはっきり分かれています。このようなことを補正する案分率というか、例えばそのうちの5名をとるとか10名をとるとか、例えば34人もとっているところは例えば10人にとって、全部10人ずつぐらい合わせて並べたときに傾向が見てとれるとか、そういのはあるのでしょうか。

事 務 局： どのような対応ができるかも含めまして、ご説明できるような資料を次回用意させていただこうと思います。

会 長： よろしくをお願いします。

「(2) ポスターセッションの実施報告」

事務局より資料内容を説明

委員： 資料に書かれていないことへの意見なのですが、トイレの整備はすごく重要なので、それをしっかり取り組んでいただけないかなと思っています。

事務局： 委員のご意見として承っておきます。トイレにつきましては、非常にご要望が多いところでございます。地域の要望を伺いながらしっかり取り組んで行こうと考えております。

委員： 同様に資料に書いていないことなのですが、けやき通りについて、曜日を变えて歩行者天国にするのはどうでしょうか。

事務局： 日曜日や休日・祝日に、府中駅から大國魂神社の入り口までは歩行者専用の広場として開放しているところでございます。

委員： ポスターセッションのアンケート結果ですが、市の仮説と比べて回答内容はどのような傾向があったのでしょうか。

あと、次に、前回の検討協議会での会長から指摘についてはもう少し反映したほうが良かったのではないのでしょうか。それと、もう1つ。資料8ページの「農地が少なくなってきたと感じる。公園だけでも下をコンクリートで覆うのはやめてほしい」と書いてあるんですが、今公園って掃除するとどんどん瓦礫が出るんですね。そういうのを市がどう思っているのか教えて頂けますでしょうか。

事務局： アンケート結果についてですが、市民の協働に関して思ったほど関心が低いということが、ちょっと正直私どもとしては残念だったなというところでございます。皆様方、こちらの委員会の皆様方も積極的に公園の管理、また、それから、草花を植えていきたいとか、その中でコミュニティのイベントを実施していきたいという声を頂戴していましたので、その辺の関心がちょっと低かったというのが予想とちょっと反したのではないかということでございます。

予想が的中したのは、やはり緑が非常に多いということのご評価をいただいたことで、会長もおっしゃっていただいたけやき並木、それから、歴史、文化、そういったものについてはしっかり守っていただくという意見が非常に多かったなというふうに感じています。

続きまして、委員からのご指摘の件でございますが、できる限り図表の配置や字の大きさについて、工夫はさせて頂いたところです。空白を埋めて字を大きくしたりとか、細かいところをさせて頂いたのですが、なかなか実感として感じていただけなかったのはちょっと残念かなと思っております。申しわけございません。

委員： 指摘を踏まえて写真だけのポスターを1つ作っていただいてもいいですね。あと、私も自分でつくるときにこれをどう表現するかというのが、時間があれば結構イラストとかで表現できる場所もあったかなと思うんですけども、あのタイトな中で限られた人数だったので、ちょっと頑張りましたねと、私も実際見に行っと思っていました。私はル・シーニュのほうに行ったんですけども、割と会場が見やすい形ではありましたね。本当にもうちょっとイラストとかとりたいところですけども、正解だったのかなというふうには思いました。

事務局： パネルをごらんになっている方にお声がけをしまして、口頭でのご説明で補足をできる限りさせていただきました。

会長： こういう意見が各市民のほうから出てきたということは、それなりにやはり理解していただきながら、さらにこういうふうにしてほしいという意見だったと思うので、見に来られた市民には伝わったのではないかと思います。多少字が多くて小さいという印象はありますけれども、でも、市民の人々はそれをちゃんと確認しながら意見が出ているので、私はちょっと安心しました。

委員： 市の方が声かけして丁寧に説明してくれたのが、ポスターの文字が小さいとかいうのをフォローしていたのかなと思います。

会長： ほかの市でこれだけの分布していないですね。

委 員： 初めて見ました。

会 長： ですから、市民としてはこれを見ただけでも驚いたという印象は第一印象としてあるだろうと思います。

事 務 局： 委員の３点目の公園からコンクリートが出てきているということですが、設置してから 25 年から 30 年超えた公園が府中市に多くございます。これらの公園ですが、長年の雨や風、そういった利用頻度が高いところについては地盤が若干下がってまいりまして、下の砂利層というと、コンクリートというのは当時建設ガラと言うんでしょうか、コンクリート塊のようなものを埋め戻しのほうで使っているというところが若干市内でもあちこちに露出をしている場所が多くなってまいりましたので、現在そういったところについては順次改修をしているところでございます。

委 員： 資料 7 ページの「公園に防犯カメラをつけて警察と市が連携する」と書いてありますが、私、新町第三公園で落ち葉を 140 袋ぐらい拾ったんですけど、40 袋盗まれました。何か自転車で何回も往復していったとか、目撃者の話だと何かそうらしいんですよ。防犯カメラをつけたらどうかと思っています。

事 務 局： 防犯カメラということにつきましては、やはり市内の繁華街の中で死亡事故等も起こってございます。そういった中、商店街で防犯カメラを設置している事例が幾つか市内ではございますが、現在のところ、府中市内の公園または道路で防犯カメラを設置するという考えは今のところ特にございません。不法投棄や資源の持ち去りに関しては、市の職員の点検パトロール等に対応していくという考えで進めていきたいと思っております。

委 員： 私は、菜園をふやしていくことを考えていけたらいいなと思っていますんですけども、その点はいかがですか。

委 員： このポスターセッションでいただいた意見というのはあくまで参考

だと思うので、あと、具体的な取り組み施策とかにまた反映されていくものかなと思いますし、委員の皆さんのご意見なども含めて、最後のほうの具体的なところに入ってくるという理解でよろしいですか。

事務局： はい。ご理解のとおりです。

会長： それでは、次の項目、議題の1で今後の取り組みについてお願いします。

<2：議題>

「（1）今後の取り組み施策の検討について」

事務局より資料内容を説明

委員： 基本方針①が「町のシンボルとなる樹木を守り、生かします」というふうに「樹木」になっているのですが、別途もう1つ方針を立てて、農地とかそのほかのものはどうかというところですね。樹木というどうしても1本の木、大きな木というイメージがありますけれども、天然のもの、樹林地とかそういうものが入ってこなくなってしまうんですね。農地をふやしたとしても、樹林地というのがないとそれが入ってこないで、この辺を方針の中にある程度少し見える形にしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員： 私の立場としては農地の関係なものですから、これを見たときに、農地のことが全然見えなかったんですね。樹木だけではなくて、その言葉が思い当たらないんですけれども、この辺ちょっと何かないかなというのが今の気持ちです。以上です。

会長： 何かご意見ございますでしょうか。

副会長： 樹木、樹林地、崖線、みんなシンボルという意味で言えばシンボルですよ。

委員： みんな入っちゃうんですね。かといって庁内のほうでは別に基本方針②というような言葉が載っていますが、今言った説明でこれができ

るかどうか。

委員： 基本目標①って、もう1つ戻りますと、「府中らしさを感じられる緑」という中に全部入っていると思うんですが、その中の基本方針を見たときに、シンボルというけやき並木というのは1つシンボリックとしてはいいのかなとも思うんですね。そのほかに、樹林地であったりとか農地であったりとかというのも具体になっていないと、その部分を何らか入れてやっていくといいのかなと。

委員： 今出た言葉を全部格上げするというのはだめなんですか。そこまで大事な言葉であれば、言葉を全部を基本方針の中に全部上に持ってきてしまっって格上げしてしまうのはどうでしょうか。

会長： 農地を含む緑地という言い方はありますね。

委員： 府中で自然が色濃く残っているということになりますと、浅間山が1つなんでしょうけれども、あとは、国分寺崖線。あれも1つ大きな要素ですよ。林だとか森とかという言葉が入ってもいいような気がしますね。

会長： 崖線は府中としては非常に特徴あるものですよね。恐らく縄文・弥生からあそこは大事に扱っていたはずですよ。

委員： 私は、農地を1つ立てたほうがいいなと感じています。そこに、もう1つ、崖線と樹林地の方針ということでもいいのかなと思います。

会長： そうですね。一番上の樹木を守りというところに崖線を入れるというふうにすれば。2番目に農地の方針が来て、良い感じかと思います。

委員： 樹木、樹林地、崖線。そして、その下の項目に①と②の間に農地というのを入れて、3本立てになっても全然いいですよ。

事務局： 1点、情報提供になります。昨年の12月に東京都からプレス発表が

ありまして、府中市内の崖・崖線の 24 カ所に、土砂災害警戒区域というものが指定されました。今後については、東京都より説明会を開催するという情報は聞いております。当然市有地もございますけれども、民有地の崖地・崖線もあるので、そこら辺をどういうふうにしていくのかという、これからの課題ではあります。今回基本計画の検討をさせていただいている中で、並行してそういった事案が出てきてしまっているという現状がございます。

委員： 一番重要なのは、府中崖線がなくなっているということです。どんどん開発地になってきており、特色のある崖線の自然が大分壊されてきているかなと感じています。ですから、そういうことを保全していくのも 1 つの方法かなと。それは府中にしかないものではないでしょうけれども、府中の特徴の 1 つでもありますから、あれは残しておきたい。今は一部市が借り上げて管理しているところもありますよね。それはそのあらかの 1 つかなと思いますので、府中崖線も忘れずにおいていただければと思います。

会長： 崖線は縄文・弥生から非常に大事なところでして、地域の人が使ってきたところですよ。崖線の下は小さな水がありますから、そこで米をつくるというのが恐らく弥生の初期からあったわけで、安定した地盤だと考えられます。崖線が土砂災害警戒区域に指定されたというのはどういうことですか。

事務局： はい。西府の崖線ですとか、高低差があつてハケになっているところが指定されてきており、要は上の段にお住まいの方の住宅もちょっと一部取り込んだり、ハケ下のところの一部住宅も取り込んだ形で、そういった住宅を含めた形で区域の指定をしてきています。

近隣市では、国立市が昨年度ですか、平成 29 年度にそういった箇所土砂災害警戒区域の指定を受けています。引き続き今年度、30 年度に府中市においてもその崖線、ハケのところの指定を東京都がしてきているということで、西府だけではなくて、もう少し競馬場のほうへ来ますと清水ヶ丘ですとか、もう少し東のほうへ行くと白糸台の崖線とか、そういった一連の崖線のところを部分的に指定してきている

という状況でございます。

会 長： 都市化に従って災害が起きるような状況になってきたということですか。

事 務 局： 災害が起きることを想定して警戒をする区域として東京都は指定をしてくれているというところです。

委 員： その件に関して、中央防災センターで具体的にお話を聞いてきました。5月に崖線の住居の人たちを対象にして住民説明会があるということです。広島とかあちらのほうで大きながけ崩れがあって、その影響から見直そうということで、指定をしているそうです。この答申が予定どおり3月であれば、都も素通りしていくんですけども、9月まで延伸するとのことですので、このことも意識せざるを得ないかなと思っています。

会 長： 府中市の場合はかなり安定した崖線だと思いますけどね。

委 員： そうなんですけれども、やはり他県で相当崖崩れがあって、温暖化の影響でまたどんどんそういう崖崩れとか雨も多くなって、そういう流れでやはり東京都ももう一度見直しということをされているのだと思われます。

委 員： 私たちが今管理をしている狭山丘陵のほうの切り通し公園もほとんどそういうふうに網掛けされてきていて、かなり安定しているなというところでも、どういう基準なのかなとは思いますが、広くかけているようですね。それが今回の基本計画の策定についてどういう影響があるかというところなのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

事 務 局： はい。今回、まだ東京都の進め方も含めて説明会も開催されていないところがあって、市としてもこれからどういう保全をしていくのかというのちょっと課題にはなっております。今回この協議会の中に

においてもご意見をいただきつつ、市の考え方もあわせて盛り込んでいければ一番いいのかなというふうに考えております。

会 長： 少なくとも縄文末期から弥生にかけてあそこで人が住み始めて、崖線すぐ下には清水がありますから、その清水を使って農業、稲作もやられた地域なんですね。そこがにわかに危険だからコンクリートというわけにはいかないという気はしまして、何らかの形で工夫しなければいけないと思います。

委 員： 崖線の表面を見ますと、かなり大きな石が露出しており、それを見ますと、山の岩石じゃないんですね。昔、川もありましたから丸い岩石です。完全に川岸です。それがいっぱい出ているわけですね。
そういうこともありますから、ぜひそういう崖線独特の文化というのは残していきたいなと思っています。

委 員： それから、崖線に東京都名水 57 選ってあります。府中で唯一だと思うんですけども、その上部がせり出してきている。こういう状態がいつ崩れてもおかしくないというか、そういうことは公園緑地課さんにも申し上げていますけれども、やはり現在のところ手の施しようがないというか、だから、今のところ観察するだけですね。まだ大丈夫かなとか。あれ、つぶれたら、残念ながらもう水がなくなっちゃいますから。

委 員： 時間的なことから、今日のゴールを確認したいのですが、基本目標はある程度これでいいですよということになって、基本目標と取り組み施策の整合性とかを見ていくところかと思います。5つ基本目標がありますが、あと1時間も無い中で確認するのはちょっと厳しいのかなと思います。全体のスケジュールが少し延びたことも踏まえ、どの辺までをゴール地点とすればよろしいのでしょうか。

事 務 局： ご議論いただきましてありがとうございます。市のほうもそういった内容で半年間延長しまして、実質的に内容の濃いもの、それから、ポスターセッション等でいただいた意見をしっかり反映させていただ

くということの中で、いま一度基本目標をもとに基本方針と施策を再構築したいと思っています。

今日のところは、基本方針の部分については、今できればある程度骨子の部分、基本計画の大半部でございますので、ここについてある程度方針づけをしていただきながら、追加するところがあれば、ご提案をいただければというところでございます。

委員： であれば、今日は基本方針のところを確認しましょうということでよろしいですか。

事務局： はい。あと、もう1点なんですが、これまでいただいた意見ですとかポスターセッションの意見、具体的な施策の方から上がってくる基本方針というのも実はございます。インフラマネジメント計画については、具体的な施策としては出ておりますが、緑の基本計画の基本方針には今のところ位置づけがないというようなことでございます。また、基本方針は今回ご議論いただきまして、少し足りない分があれば、基本方針の中に入れさせていただきながら、一度庁内の検討会でもそこら辺を議論させていただいた中で、次回に改めてご提示をさせていただきたいと思っております。

委員： ありがとうございます、ここでもちゃんと基本方針は話し合っ、庁内検討会でも話をさせていただいて、次回にそれを合わせた形ということですね。では、もう一度改めてご説明頂けますか。

事務局： はい。ただいま基本目標の①については、十分にご議論をいただいたと思っております。農地等のことについて基本方針を立てていこうということで、ご意見として頂戴いたしました。

続きまして、基本目標の②でございますが、ご説明させていただきますと、「ともに緑のまちづくりに取り組み、地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち」というところでございます。その中で、基本方針として、①、「市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します」ということ。その中の具体的な施策いたしまして、イメージを持っていただくために、本日資料を追加して

おります。資料４を見ながら、この基本目標②についてはご説明させていただこうと思います。並べてごらんいただければと思います。

委 員： 基本目標①もありますよね。

事 務 局： はい。基本目標①についてもつくっておきました。基本目標①については今ご議論いただきましたので、基本目標②からご説明させていただきたいと思います。

委 員： 結構、具体的な内容ですが、これを話し合っていると、時間が無いため、次回に議論するということでもいいんでしょうか。これはまだイメージですよ。

事 務 局： まだイメージです。具体的な施策については、頭出しをさせていただいていますので、こんなところから少しずつ絞り込んでいきたいというふうに思っております。

委 員： 決まっているわけではないということですね。

事 務 局： ご理解のとおりです。ただ、今回、右上にタイトルがございますが、取り組みの施策項目イメージということで、これから基本方針に基づいて具体的な施策を抽出していきたいというふうに思っております。ただ、言葉だけだとわかりにくいのかなと思ひまして、写真を入れながら、施策に係る基本的な考え方と具体的な個別の施策などについてもパンフレットにさせていただいております。

委 員： ここの写真のあるものというのは、こちらの資料３で言うと、一番右側の文字のところの項目をイメージとしてわかりやすくしたということよろしいですか。

事 務 局： はい。

委 員： 皆さんよろしいですね。

委 員： まちなかきらら制度しか書いていないんですけれども、これはそれでいいんですね。

事 務 局： まちなかきらら制度は今の基本目標②の右下のところに記載させていただいています。最終的にはこちらの位置づけていきたいと考えております。資料3のほうにはきららという表現はございませんが、資料4のほうにはしっかり記載させていただいております。

次回具体的な施策の検討をさせていただきますので、次に進めさせていただければと思います。申しわけございません。ちょっと駆け足になってしまいますが、よろしいでしょうか。

委 員： この基本目標②のところをご議論いただいてもいいですか。

事 務 局： そうですね。はい。お願いいたします。

委 員： 資料4の具体的なことは緑の基本計画の具体的な取り組み施策のところで入ってくるということですよ。では、ここは協働とか地域とか連携とかそういったところだと思うんですが、何か皆さんから追加とか足りないところとかあれば。

では、私から、すみません、府中市はせっかく東京農工大学がありますので、教育機関と言うと、小中学校とか高校とかというイメージがあるんですけれども、研究機関との連携というのは触れていきたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委 員： 基本方針①のところに。

委 員： はい、そうですね。

委 員： 「市民・事業者・行政・研究機関がそれぞれ～」と。

委 員： 市民の中に何がどれだけ入るのかということもあるんですけれど。

委員：　そうですね。研究機関ってあったほうがいいですね。

委員：　あったほうがいいかなと。大学をどんどん活用させていただけると。
会長、いかがでしょう。

会長：　良いと思います。

委員：　いずれにしろ、けやき並木の保護、後継樹の育成とかって、学校の
生徒たちがやっているから、研究・教育機関みたいな感じですね。

委員：　そうですね。研究・教育機関とかそういう感じですね。

委員：　ボランティアで困ったことは、かなり高齢化してしまっているんで
すね。参加している人たちがいないということなんですよ。ですから、
その予備軍を育てるシステムみたいなものがあれば。

委員：　人材育成の仕組み。

委員：　そうですね。ですから、もっと長い目で見ると、小学生が自然に親
しむような機会をつくってあげるといいかなと思いますけどね。

委員：　今、東京農工大学との連携と言われたんですけども、実際行政と
東京農工大学の連携というのはできるものなんですか。できるという
か、直の結びつきというのはできるんですか。また、研究機関を東京
農工大学と限ってしまってもいいのでしょうか。

委員：　農工大学との連携はできると考えます。また、記載の仕方としては、
研究機関と書きます。

委員：　わかりました。

会長：　小中学校も入りますし、色々な形での協働。

委員： さっき言った若手育成にもなるし。

委員： 若手育成は、教育機関との連携だけではなくて、人材育成の仕組みをきちんとつくるというのを明確に書いたほうが私はいいと思っています。どこかに入っていますでしょうか。

委員： 次の基本方針②のところの右側にちょっと書いてありますね。「市民団体・教育機関等の育成・連携」ということが。

委員： これは育成・連携というのが、教育機関を育成するって変だなと思ひまして、「市民団体・教育機関等との連携」というならわかるのですけれども、育成というのが、市民のそういう色々な人たちを育成していくというところかなと思っています。私たちも浅間山公園・区立公園で色々な人材育成のプログラムをやったり、浅間山自然保護会に色々ご協力いただいて進めているんですけれども、そういった人材を育成して、少しずつそういう若い方も入ってくるような何かをつくっていくというところも書いておいたほうがいいかなと思います。

委員： 1つの例で申し上げますと、浅間山の近くに若松小学校と浅間中学校があります。若松小学校の中には浅間山班というのが設置されています。これはPTAがやっています。毎年その人材は変わるんですけれども、PTAを中心に年2回、私ども全山清掃して来てもらっているのはかなり戦力になります。親子で80人ぐらい。浅間中学につきましても、春と秋、奉仕活動をやってもらっています。これも生徒会が中心になって人を集めたりしてしまして、それで、1回当たり生徒が200人以上来ます。すごい大きなことなんです。始めるまでには何のための開催かというところから話をして、それでやってもらっていますから、そういうところがあちこちにできてくることになれば、それは子供たちだけではなくて、親御さんなんかも関わって頂けるかと。親御さんを引っ張り出すには子供を引っ張り出すのが早いのかなというふうに思わないでもないですね。ですから、若松小学校でやる親子での参加型というのは非常にいいことかなと思っています。

それはただ清掃だとかに来てもらうだけではなくて、やってきても

らったお礼に私たちが招待するんです。これはヤマユリの鑑賞会ですか、あるいは、ダイヤモンド富士の鑑賞会というふうに招待しています。これは学校を通じてやるのではなくて、PTAのリーダーと私で直接話をしてやっています。すると、喜んで来てもらうことができますから、そういう仕組み自体がつくればいいのかと。

そうすると、武蔵台公園にしましても、近くに武蔵台小学校ですとか中学もございますし、そういうことをうまく連携してやれば。

今、子供たちにかかわるといろいろ事故や事件なんかありますけれども、子供たちがいかに自然の中で育ったかということによって、大人になったときにそういう嫌な事故が起きるようなことを抑えられるということも研究されているようですから、ただ掃除してもらうということだけではなくて、そういう仕組みをつくりながら、今の子供たちを教育する場があるといいなと思います。

委員： 浅間山はそういう形でやられていて、普及・啓発というところで、今、基本方針①の右側の「自然保護意識の普及・啓発」というところに当たり、普及・啓発の仕組みをつくるというところが重要だなと思いました。あと、リーダーを育成していくための子供たちの環境教育というものの仕組みを広げていくことと、もう1つ、活動されている方々の知識や技術の向上に向けた場をつくっていくところをできたらと思います。農工大の先生に講師になっていただいたり、実際に現場で活動をやっている方々に講師になっていただくというような、そういう人材育成講座ですね。自主的な活動を支える人が実施するということは、イコール、人材育成だと思っていますので、そのあたりも書き込まれるといいのかなと思います。

委員： 委員からもお話あったのですが、府中まちなかきららですね。これは基本方針①、②、これの一番上にある両方にかかってくる問題だと思っています。府中まちなかきらら、これも是非ここに加筆していただきたいと思います。府中まちなかきららは、ただのお掃除だけではもったいないです。こんなせっかく素晴らしい名前なんですから、一歩踏み込んで、もっと拡充してどんどん進展させていくのが、やはりこれからの市にとって本当に市民協働を推進するものではないかと、

より一層思います。

委員： ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局： 基本目標②につきまして、本当に自ら市民活動をされている皆様方の生の声ということで、しっかり受けとめさせていただこうと思います。特に今、小学生・中学生に関する教育機関と、それから、農工大学・農業高校というすばらしい教育機関が府中市内にございますので、そこについては連携ということで進めていくということで、もう少ししっかり具体的な表現をさせていただくといいのかなというふうに思いました。

あと、まちなかきららについては、確かに委員がおっしゃるとおり、両方にはかかってきてはおりますが、連携という意味では、基本目標①ということで、しっかり制度を確立していくと。まちなかきららは、今、清掃と草刈りとかそういったものだけになりますので、もう少し発展的な草花を植えたりという声もいただいているところでございますので、まちなかきららの活動についてさらに何か後押し・サポート的できることがあれば、施策として項目を追加したいと思います。

委員： お願いします。

委員： 施策の整理に関してです。基本方針①と②が、役割を理解して協働するということと、あと、支えの仕組みを実施するという2つに分かれています。情報共有の仕組みの構築というのは、緑の活動に関する情報提供というのは実質的な活動を支える仕組みのほうなのかなと考えられます。あと、市民団体・教育研究機関等の育成・連携は、協働の方にぶら下がるのではないかなと思いますね。もう一度見直していただけるといいのかなと思います。

事務局： はい。2本柱のところの適切なところに施策を位置づけたいと思います。

委員： あとは、基本方針①の文言の、「市民・事業者・行政が」とあるん

ですけれども、色々なものが漏れてしまうと思うので、例えば「市民・事業者・行政“等”」とか、パートナーシップをここで表現できればと思いますので、書きぶりを変えていただいたほうがいいのではないかなと思います。

委員： 企業と連携するという方向で1つ書いてありますが、実際にうまくいくものなのでしょうか。

事務局： 1点、参考事例をご紹介します。Team 雑田堀という、雑田堀の環境改善ですとか生物多様性について地域の方が取り組んでいるグループがごさいます。その中に市も加わっておりますが、そこにサントリー株式会社武蔵野ビール工場がございまして、ちょうど用水が今枯れているところがございまして、サントリーのビールのためにくみ上げている地下水を雑田堀のほうに流していただくという取り組みを行って頂いています。更に、ただ、水を流すだけではなくて、社員の方に土日の活動に出てきていただいて、パンジーやビオラを植えたりとか雑草を刈ったりということもしていただいています。

委員： あとは、企業というと、例えば農業者とかそういう方々もぜひ連携させていただきたいなと思っております。私たちがやっている緑地会議は、色々な参加カテゴリーの皆さんとご一緒させていただいているんですけれども、企業というと農業者というイメージがちょっとなくなってしまうたり、逆に事業者というと企業というイメージがなくなってしまうたりしがちです。事務局の方でも検討して頂いて、良い言葉を入れていただければと思っています。

委員： 農業も法人の方は事業者というイメージがつきますけれども、個人の方も十分にお仕事をされていらっしゃると思うんですけれどもね。

委員： それこそ私たちもカフェとか地元のパン屋さんとかとも連携させていただいているので、そういう方々も含められればと思っています。

委員： 個人経営の方々ですね。

委員： 府中市はやはり企業が非常に多く、東芝さんとかサントリーさんとかいらっしゃるので、そこは連携しない手はないなと思います。企業の方に私たちのことだとわかるような記載はしていただけるといいかなと思っています。

委員： リフレッシュ休暇とかボランティア休暇とかとるといいですよみたいに都のほう働き方改革の中でも決めているじゃないですか。あれで補助金を企業はもらえて、しかも社員の人たちはリフレッシュとかボランティア休暇でどこかへ行かなければいけないんです。そうすると、ぜひここに来てくださいみたいな、そのまま誘致するというか、ストーリーをもう用意しておく、来やすいですね。

委員： その流れをつくりたいですね。

委員： 選んでもらえるように、会社さんのパンフレットにここの府中の農地とか樹林を書いてあるとかね。

委員： そうなんです。そういうふうにしていけると一番いいなと思います。

事務局： それでは、目標③のほうに移らせていただきたいと思います。

続きまして、目標③でございますが、「身近な緑を守り、ふやすことで、暮らしの場にふさわしい環境が形成された「緑育」のまち」ということで、基本方針につきましては、4つの基本方針を定めております。

まず、1点目です。公共施設の緑化を進めます。2点目、暮らしの場の緑を守り、増やしす。3点目、開発事業における緑化を適切に誘導いたします。4点目、生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します。

このような中、まず、公共施設につきましては、道路それから屋上緑化等、そういった都市型の緑化、壁面緑化も含めまして進めていくということでございます。

暮らしの場の緑化につきましては、次のページに少し入れておきま

したけれども、屋敷林、昔ながらの町家が残っている場所については、屋敷林がところどころ状態のいい形で残っております。こういったところも保全を図っていくということ。それから、街角空間の緑化。これは市民花壇・公共花壇等の維持管理ということでございます。あと、緑化重点地区の指定ということで、今後新たな都市計画ですとか都市緑地法に係る土地の指定については積極的に取り入れていこうという考えでございます。

続きまして、開発事業における適切な誘導ということで、府中市におきましても微増でございますがまだまだ人口がこれから増えていくということもございます。その中で開発行為、土地の開発、建築計画という中で、提供公園、それから、敷地内の自主管理緑地については、適切な形で誘導していくということでございます。

最後に、生き物の生息空間の保全ということで、浅間山、それから、武蔵台公園については、日本古来の固有種、昆虫・植物というところの生育環境の調査をしながら、環境の保全、貴重な植物の保護を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

委 員： こちらのについても皆さんのご意見をいただければと思います。あと、こちらのイメージのほうもありますよね。

事 務 局： はい。裏面の左側、縦2つが緑の視点の2つの項目を入れさせていただいています。屋敷林と生き物の生息空間の保全の活動の様子を写真で載せさせていただきました。

委 員： 最近テレビで見ていると、池の水をみんな抜いて、在来種、外来種だと分けてきれいにしているところがあるんですけども、府中市はそういうことってやらないんですか。

事 務 局： 実はそういったご意見をよく聞かれまして、郷土の森の修景池ですとか、しょうぶ池等もございますが、今挙がったこの2つの池については人工池で、昔は池がなかったところをコンクリートで池をつくったところでございますので、特に在来種・固有種というのがないので、今のところそちらの池の水を抜いてということは考えていないです。

委 員： じゃあ要するにそういう被害に遭ってないと。

事 務 局： 今のところはですね。それと、多摩川というのはちょっと別になりますが、池・沼というのが市内では生育環境があまり保全の必要というのではないものと認識しているところでございます。

委 員： それはいいですね。そういうのにお金がかからない。府中にはそういう対象になるような池がないということですね。

事 務 局： 先ほど申した箇所以外ですと、例えば用水が考えられますが、どうしても農閑期については水が枯れてしまいますので、生態系があまり大きな生態系にならない。昆虫ですとか小鳥程度のもので、大きな何か固有種がずっと住み続けるというような場所が無いのが実態です。

委 員： 本当は冬に水を張っておく田んぼが1つあるだけでも、生物が滞在する場所を確保できるのですが、その辺も具体的な施策でやっていきたいところです。

私からなんですが、基本目標で、民有地における緑の保全・緑化が重要というふうな書き方をされているんですけども、この内容が方針の文として出てきていないなと思っています。「暮らしの場の緑を守り、増やします」というのがそれに当たるのだらうなと思うところですが、民有地における緑の保全や緑化というのを進めていくという文言がどこかに欲しいかなと思っています。

あと、「開発事業における緑化を適切に誘導します」という開発事業に関する緑化というのはあるのですが、ほかに企業が持っている緑地とか認定市民緑地制度のような制度を使っていくとか、そういった制度的なところの運用みたいなのをどこかに入れていただけるといいのかなと思いますね。

もう1つは、生き物の生息空間の話です。ここはもう毎回なんですけれども、ここが一番弱くて、ちゃんと調査して、モニタリングをして、それを分析して、目標の計画をつくって、その目標に向かって皆さんと一緒に本当に保全していくんだというような流れがないと、た

だお題目だけ入れて終わってしまうんですね。だから、ここの取り組み施策について、今書いてある生き物の生息空間の保全と調査を具体的にどう進めるとか、イメージが出てくるものが欲しいかなと思っています。

それから、先ほど委員がおっしゃっていた、街角の中の菜園的なところとかというのが、農地なのか、それとも、こういう市民花壇か市民菜園みたいなイメージなのかということがあるんですが、街角の中にたくさんの小さな緑の場ができていくというイメージだとすると、ここに入ってくるのかなと思っています。基本方針②の右側の街角空間の緑化というところあたりかなと思います。

委員： 基本方針③と④の施策がもう少しあってもいいのかなと思います。開発事業における緑化。これのイメージ写真ってあるんですかね。こっちはないですね。開発事業における緑化の適切な誘導というのは、過去で言うとうどういう例がありましたか。

事務局： はい。府中市の地域まちづくり条例の中で、面的な面積の部分の規程がございまして、中高層の建物については敷地の3%・4%の緑化を、それから、大規模な開発行為、例えば3,000平米とかかなり大きい敷地になりますと、提供公園の設置をお願いしたりしているケースもございまして。加えて、面積の中でこういった樹木を植えてくださいとか、そこには地域のコミュニティとなるような形で道路に面して周りの方も利用ができるような形の緑地をつくってくださいと、こういった指導もさせていただいております。

委員： そういうのを書いておくとうごくいいですね。それと、そういう人たちに役に立つような、こういう木を選ぶといいですよみたいなガイドブックみたいながあると、きっと皆さんも選びやすいかもしれませんね。

現在、府中市内に市民緑地はありましたか。市民緑地制度の市民緑地です。民地けれども開放されているような場所になります。

事務局： 市民緑地はございませんが、小柳町と清水ヶ丘にございますが、崖

線の保全をしていくために民地の自然樹林地を府中市が管理をしていると場所はございます。ただ、傾斜地になってございますので、なかなか近所の方が入っていくとか、そういった場所ではありませんが。

委 員： どういう制度でやっていらっしゃるのですか。

事 務 局： 所有者と市が管理協定を結びまして、表面の部分とそれから樹木等の剪定等の管理を行うというものでございます。

委 員： そういう管理協定というのをこれから進めていけるといいのかなと思います。この開発事業だけだと、小さい緑地がいっぱいできて、逆に管理が大変になっているというのがどこの自治体でも聞く声です。本当に小さくて使えるような使えないような草がぼうぼうになって蚊が出て苦情しか来ないみたいな緑地が増えていくだけというのは避けたいなと思います。なので、そのところをどういうふうに書きぶりをするのかというのと、府中市は市民緑地制度を使わずに既に独自の協定でやられていますので、市が入ることによって保全されていくというようなあり方みたいなものをここで位置づけて、そういうやり方もあるんだと、所有者の方が気づくような形にできるといいなと思います。宜しくお願いします。

事 務 局： 企業の開発だけに伴わず、今あるところについても積極的に市のほうでお声がけをしながら緑地を残すという形で取り組んでいければと思います。1点、参考ですが、大國魂神社が持っている大きな樹林地、それについて市のほうで管理をしたりとか、神社・お寺、こういったところについては協定を結んで管理をしているところもございます。屋敷林等についても市民緑地制度等の活用に向けた調査・研究をしていきながら保全していきたいと思います。

ここで申しわけありません。会場の時間の都合で16時30分というデッドラインがございまして、できましたら20分ぐらいまでに、本日の議論を終えて片づけをさせていただければと思います。進行のほうで滞っているところがございますが、大変申しわけございませんが、あと2項目、どうかよろしく願いいたします。

委 員： 2項目ですけれども、足りないところは次回に持ち越しでもよろしいですか。

事 務 局： はい。

委 員： それでは、基本目標④と⑤が残っていますが、あと5分で議論はできませんので、次回に改めてご意見いただくという形でよろしいでしょうか。

会 長： それでいきましょう。脱線しないようにしないと。

事 務 局： では、副会長からご提案いただきましたとおり、基本目標④と⑤につきまして、次回、引き続き、ご議論頂ければと思います。

「（２）今後の検討協議会の内容（案）及び実施スケジュール（案）について」
事務局より資料内容を説明

会 長： よりより計画にしていくなため、検討協議会の期間を半年延伸したいとのことですが、みなさん如何でしょうか。

一 同： 異議なし。

会 長： それでは半年延伸し、内容を深めていくことでお願い致します。さて、次回の協議会ですが、各委員の都合より、事務局は「4月23日14時～」にて調整して下さいをお願いします。

< 3：その他 >

特になし。

以上